様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　分　名</td><td colspan="3">スカイプラザ浜大津のスタジオ等の利用料金の減免</td></tr>
<tr><td>根拠法令名</td><td colspan="2">大津市スカイプラザ浜大津条例</td><td>（条項）第７条</td></tr>
<tr><td>基準法令名</td><td colspan="2">大津市スカイプラザ浜大津条例</td><td>（条項）第７条</td></tr>
<tr><td>所管部署名</td><td colspan="3">市民部　文化・青少年課　文化振興係</td></tr>
<tr><td>標準処理期間</td><td>１　日</td><td>法定処理期間</td><td>―　日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

スタジオ等の利用料金は、大津市スカイプラザ浜大津条例第７条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。

⑴　本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき　　全額

⑵　公用又は公益上の目的のための行為をするとき　　全額

〔根拠法令等〕

大津市スカイプラザ浜大津条例

（利用料金の減免）

第７条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。